

自治体公益法人(茨城県・市町村)に関する調査報告書

2010年2月

- ・調査の目的
- ・調査対象
- ・基礎データ等
- 1 自治体公益法人が担う事業分野と事業内容
- 2 公益法人改革の関心度
- 3 検討作業の進捗度
- 4 今後の方向性
- 5 公益目的事業の適合性
- 6 現行事業の方向性
- まとめ

一般社団法人茨城県地方自治研究センター

調査の目的

2006年6月に公布された公益法人制度改革関連3法（一般社団法人及び一般財団に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が2008年12月1日より施行され、公益法人改革がスタートした。

これにより、民法旧第34条に設立根拠を持つ従来の社団・財団法人は、2013年11月30日までに、一般社団・財団法人か公益社団・財団法人のいずれかを選び移行すること、または、自主的な合併・解散をすることとされた。期限までに移行手続きが済まなかった団体は、自動的に解散をすることになる。

本調査は、自治体公益法人（茨城県および県内市町村が出資する公益法人）を対象に新制度発足時における公益法人の展望や事業の継続問題などの現状を把握することを目的に実施した。調査表の内容は、2009年10月時点における・公益法人改革の認知度（改革内容をどの程度知っているか）・公益法人の検討のスケジュール・公益法人の改革の方向性・公益事業の適合性（現在の事業は公益目的事業に該当するか）・事業の方向性（現行の事業をどうするのか。）である。

なお、本調査は、全日本自治団体労働組合茨城県本部からの委託事業である。

調査対象等

対 象	2009年4月1日現在に存在する茨城県および県内市町村が出資している全民法法人（社団・財団法人）
調査期間	2009年10月1日～2009年12月25日
調査方法	アンケート調査表による書面調査
送付総数	91通
解散等の連絡	4通
有効回答数	65通
回収率	75%

基礎データ等

* 調査団体の特定および事業分野の分類には、総務省「第三セクター等の状況に関する調査 2006年」のデータを活用した。以下「第三セクター等調査」

* データ分析に際しては、(財)地方自治総合研究所「自治体公益法人の実態に関する調査報告 自治体公益法人調査委員会 2009年4月」を参考にした。以下「自治体公益法人実態調査」

1 自治体公益法人が担う事業分野と事業内容

「貴法人の主な事業分野で最もよくあてはまる番号を選んでください」

一事業分野は「文化・芸術文化財保護等」・「公園・住宅・開発公社」、「農林水産の発展・育成等」であり、事業内容としては「各種の施設の管理・運営・信用保証・事業の指導、研修等」である。一

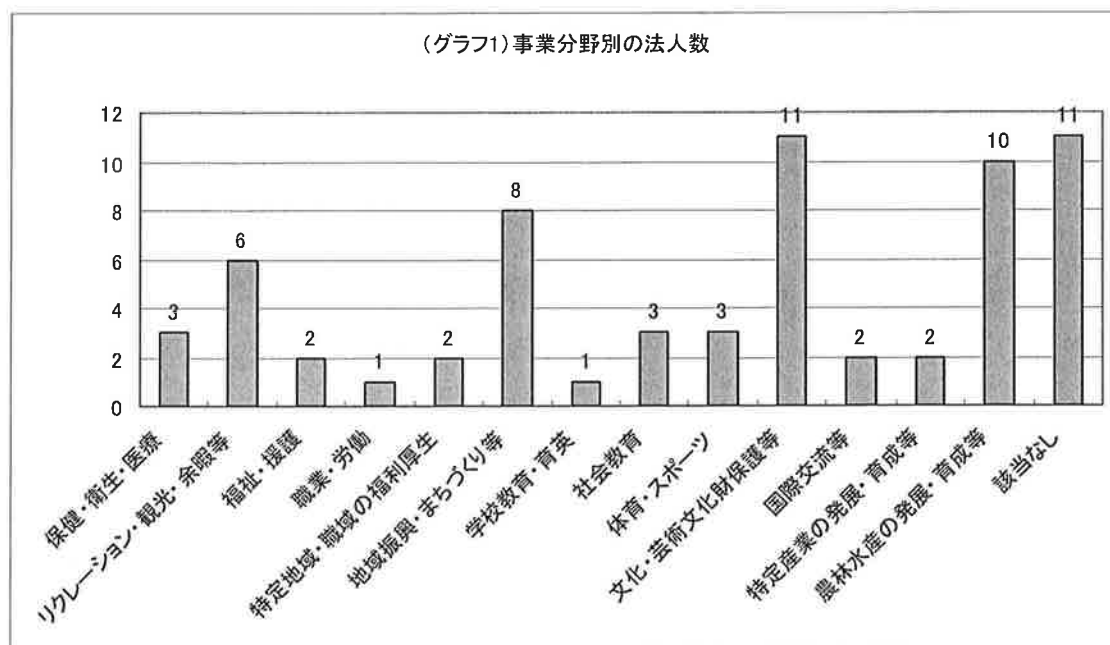
県内自治体が出資している公益法人が担っている事業分野としては「文化・芸術文化財保護等」(11 法人)、「住宅・開発公社関係 (事業分野で該当なしと回答した法人)」(11 法人)、「農林水産の発展・育成等」(10 法人)、「地域振興・まちづくり等」(8 法人)、続いて「リクレーション・観光・余暇等」(6 法人)、であり回答法人の 7 割を占めている。次にどのような事業を行っているのか(事業区分は第三セクター等調査参照)を見ると、「文化・芸術文化財保護等」の事業分野では文化センター・ホール、公民館やスポーツ関連施設の管理・運営事業であり、所管課としては、地域振興課、市民文化課、生涯学習課などである。

「住宅・開発公社関係」では、土地・施設の取得・管理や企業の信用保証・事業の指導、研修などであり、県出資法人では信用保証や事業の指導・研修業を行っている。

「農林水産の発展・育成等」では、地域農業の育成指導、農作業の受託・委託事業であり、所管課は農林水産課である。

「地域振興・まちづくり等」は、公私の土地の取得・造成・処分などの業務が主なものであり所管課は企画・都市計画・開発課が多い。

「リクレーション・観光・余暇等」は、保養センター、宿泊施設等の管理・運營業務であり、所管課は商工観光課が多い。



2 公益法改革の関心度

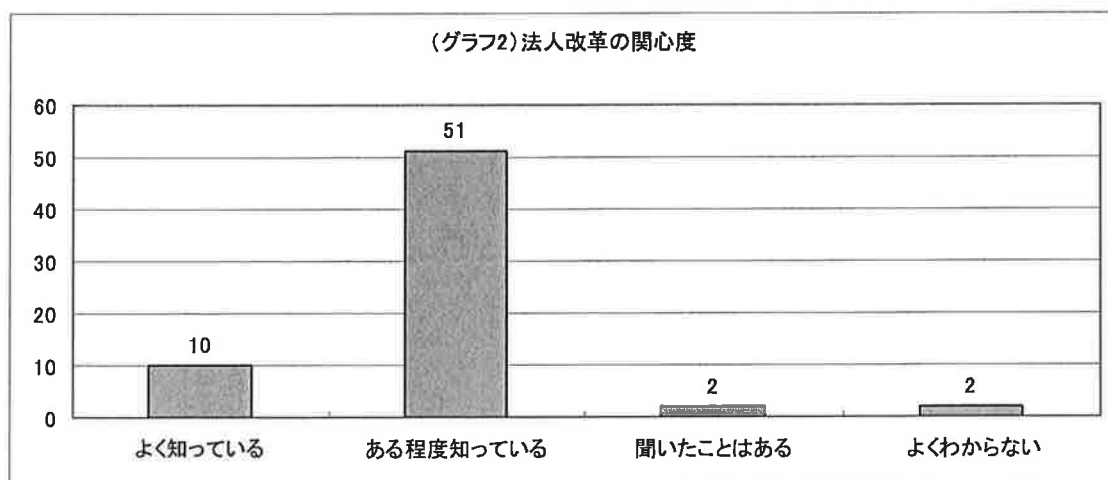
設問1「公益法人改革についてどの程度知っていますか」

公益法人改革についての関心度を聞いた。

「ある程度知っている」(51法人)が最も多く、回答法人の8割を占めている。関心度が高いと思われる「よく知っている」は10法人である。

一方、関心度が低いと思われる「聞いたことはある」は2法人。「よくわからない」も2法人である。

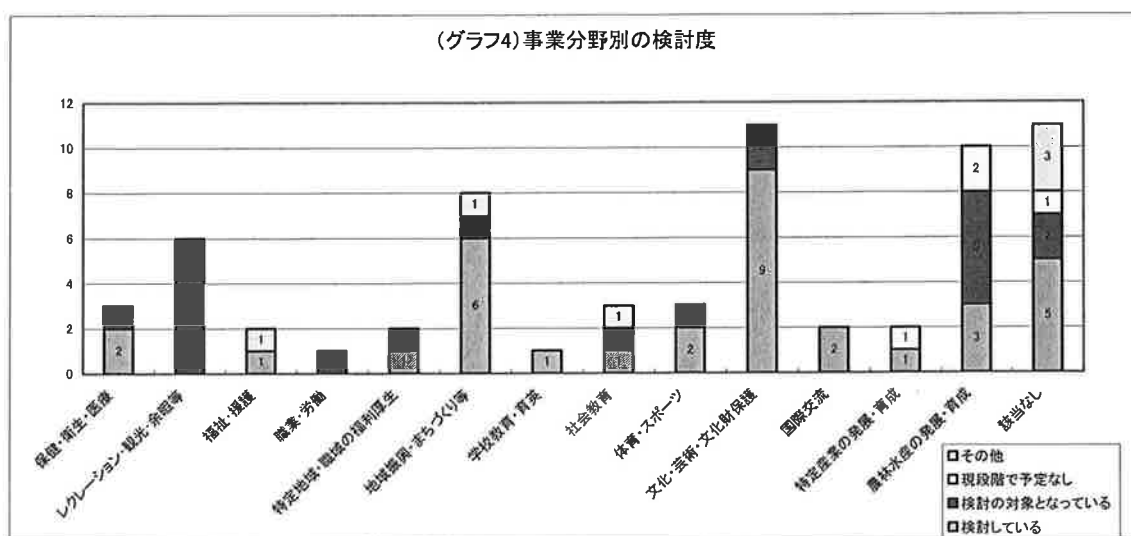
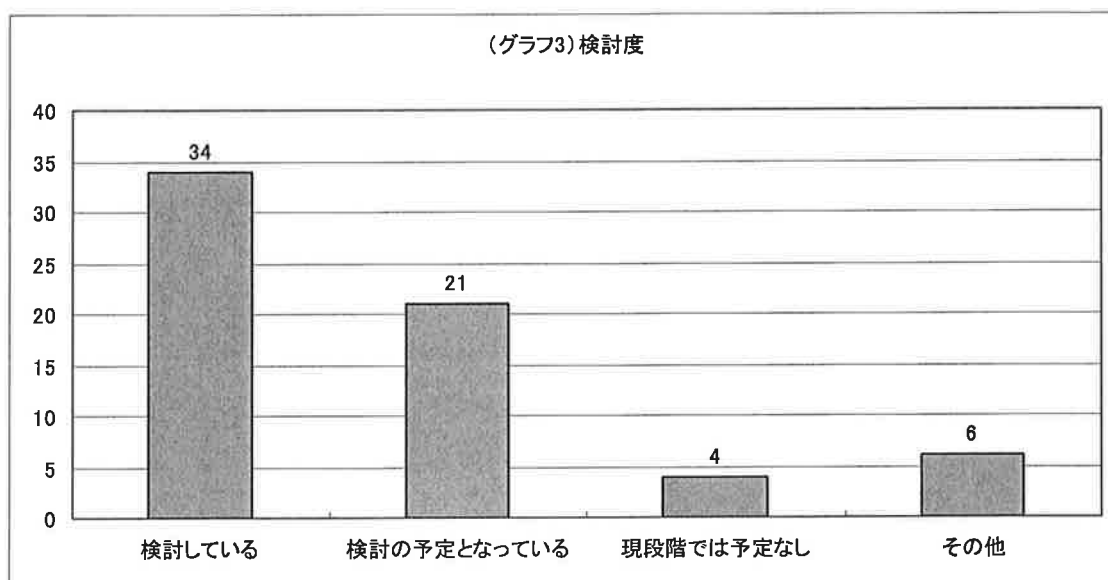
関心度を事業分野別に見ると、どの分野でも公益改革については、ある程度知っていると回答しているが、改革の内容を「よく知っている」と回答した法人は、市町村5法人、県5法人である。



3 検討作業—検討作業に入っているのは半数の法人—

設問2 「現在、公益法人（特例民法法人）の見直し検討が組上に上がっていますか。」
検討作業をどの程度行っているか聞いた。

「検討している」（34 法人）と回答した法人は 5 割であるが、一方、「検討の予定となっている」（21 法人）、「現段階予定なし」（4 法人）であり、4 割の法人では検討作業は今後の課題となっていることが示されている。事業分野別に見ると、「検討している」は（文化・芸術・文化財保護、地域振興・まちづくり等）が多く、「検討の対象となっている」は（リクレーション・観光・余暇、農林水産業の発展等）。そして、「現段階では予定なし」は 4 法人である。



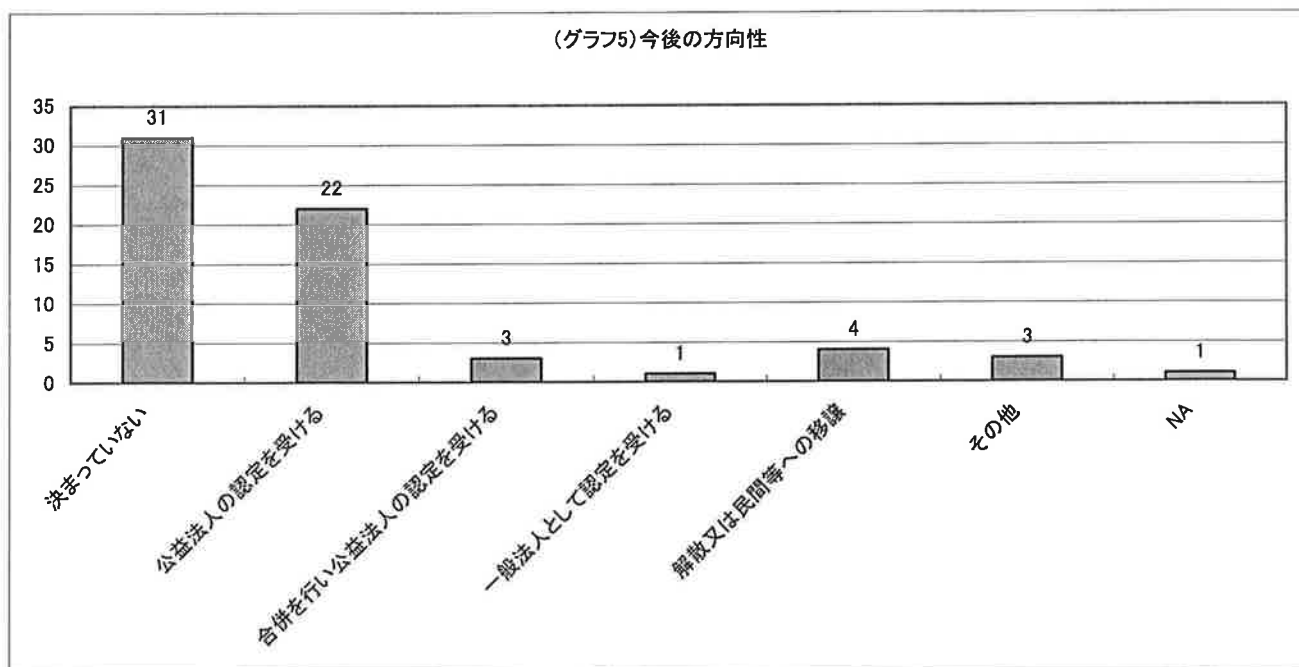
4 公益法人の今後の方向性

設問3 現段階において、公益法人（現行特例民法法人）の方向性をどのように考えていますか。

現時点まで、どのような移行方針であるかを聞いた。

「決まっていない」（31 法人）が5割程度であり、半数は移行方針に関する決定がされていない。

一方、「公益法人の認定を受ける」（22 法人）は3割強。「合併を行い公益法人の認定を受ける」（3 法人）、又「解散又は民間等への移譲」（4 法人）と回答した法人もあった。事業分野別に見ると、「決まっていない」は（農林水産業の発展等、レクリエーション・観光・余暇等）、一方、「公益認定を受ける」は、（文化・芸術・文化財保護）が比較的多い。

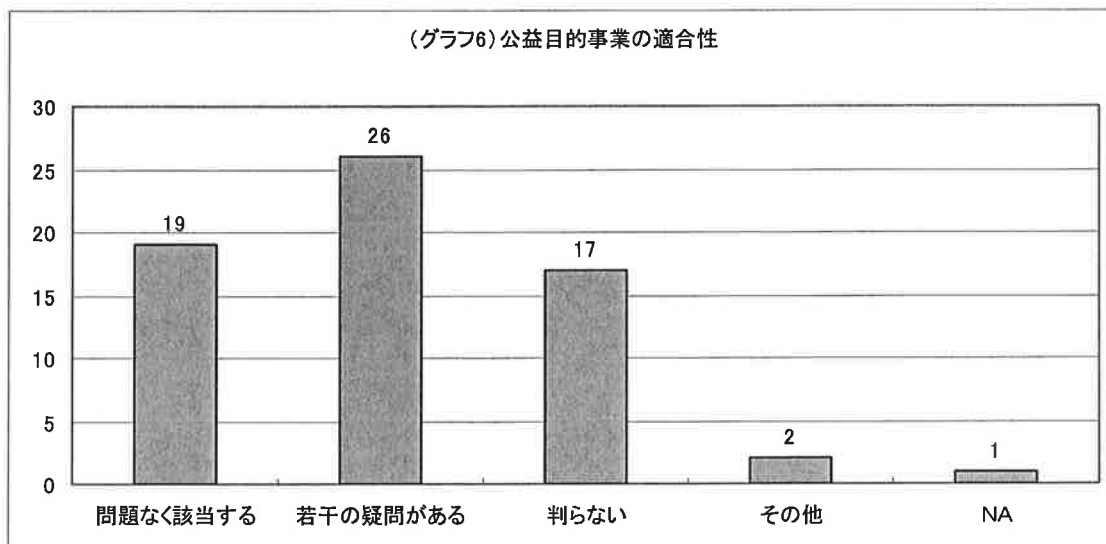


5 公益目的事業の適合性

設問4 現行の「公益事業」は、新制度の「公益目的事業」に該当しますか。
現在行っている事業の公益性を聞いたところ。

「若干の疑問がある」(26 法人)、「判らない」(17 法人) で公益性になんらかの疑問を持っている法人は回答数の 7 割弱に達している。公益事業に何らかの疑問を持っていると回答した法人は、「農林水産業の発展等」、「地域振興・まちづくり」、「住宅・開発公社等」の事業分野に多く見られる。中小企業の勤労者の福利厚生事業を行っている法人では、「会員を対象とした公益事業であるため、公益事業という解釈は現時点においては、難しい考えている。」と回答している。

一方、「問題なく該当する」(19 法人) と回答した法人は「文化・芸術・文化財保護等」、「体育・スポーツ」、「国際交流」などの分野で回答数の 3 割程度である。



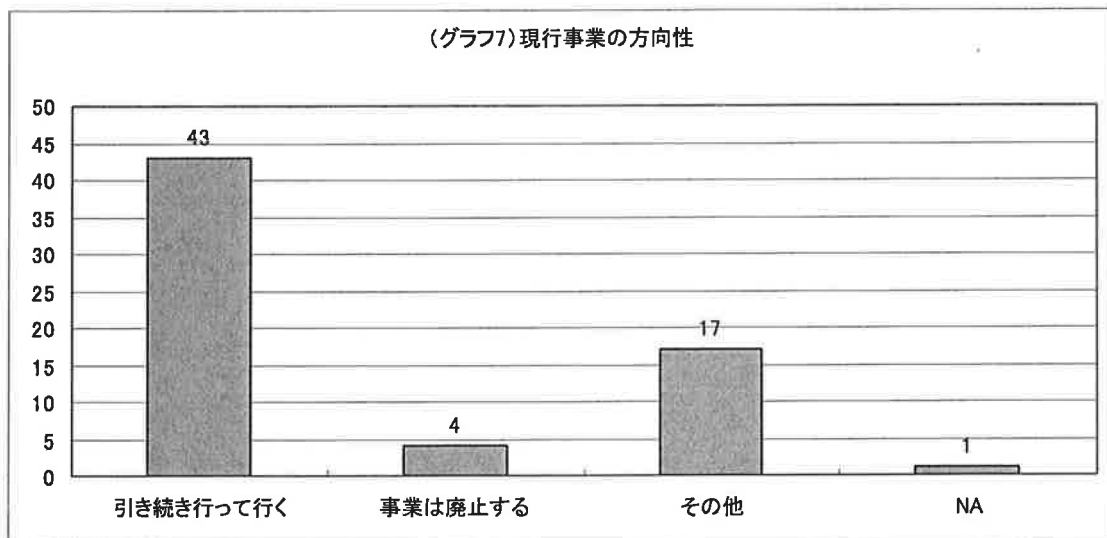
6 現行の事業の方向性

設問5 現行の法人で行っている事業はどうしますか。

「引き続き行ってゆく」(43 法人) と回答した法人が最も多く、6 割以上の法人が、改革の方向性が決まるまで事業を継続してゆくことが示されている。

一方、「事業は廃止する」と回答した法人は4 法人である。

なお、「その他」と回答した法人は(17 法人) であるが、記載内容を見ると、積極的に「事業の継続、発展」させる方向性よりも「事業の縮小や法人自体の解散」の傾向が示されている。



ま と め

今回のアンケート調査の特徴をまとめてみると。

①法人が担っている事業分野は、「文化・芸術文化財保護等」、「住宅・開発公社・地域振興・まちづくり等」、及び「農林水産の発展・育成等」、であり、事業の内容としては、市町村出資の法人は、「施設の管理・運営・観光」であり。県出資の法人では「中小企業への経営指導、信用保証、事業の研修・指導」、「医療、環境保全」などである。

②公益法人改革の関心度及び改革に対する検討内容では、8割の法人では、法人改革の内容について「ある程度は知っている」と回答しているものの、最も関心度が高いと思われる「よく知っている」と回答した法人は全体の15%程度である。

又、見直しの検討作業については、「検討している」は5割であり、未だ検討作業に入っていない法人が半数ある現状が明らかとなった。

③今後の方向性については、2013年までに公益法人の認定を受けて事業を行ってゆくと回答した法人は、3割強であり、現時点では7割の法人で方向性が確定していない。

又、解散を決めている法人も見られる。

③現在行っている事業の公益性については、回答した7割の法人が現在行っている事業の公益性に何らかの疑問を持っていることが明らかとなった。

又、現在行っている事業については、7割近くの法人が当面、継続していくと回答しているが、事業の廃止・縮小や法人の解散の方向性を持つ法人も3割程度ある。

(文責 常務理事 本田 佳行)